

指名業者選定の留意事項の運用基準

平成13年6月1日制定・令和7年4月1日最終改正

1. 不誠実な行為の有無（資格認定日以降）（注－1）

以下の事項に該当する場合は、指名しない。

- (1) 工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成6年7月1日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中であること。
- (2) 市発注の工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。
 - ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。
 - イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
- (3) 警察当局から市長に対して、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり当該状況が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。

2. 経営状況（資格認定日以降）（注－2）

- (1) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生開始手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けてない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全である場合は指名しないこと。なお、単に赤字決算であることをもって、直ちに指名から除外しないこと。
- (2) 入札参加資格審査基準日に係る経営事項審査総合評定値通知書の平均完成工事高のないものは、競争入札審査会が特に認める場合を除き指名しないこと。なお、審査基準日以降の決算に係る経営事項審査総合評定値通知書に平均完成工事高が計上された場合は、指名できるものとする。
- (3) 経営事項審査の有効期限（経営事項審査を受けた後、その経営事項審査の申請直前の営業年度の終了の日から1年7ヶ月の間）が過ぎている場合

は指名しないこと。

- (4) 次の①から⑤までに該当することとなった者が入札参加資格を承継しようとする場合は、競争入札参加資格承継承認申請に係る承認を受けていない場合又は競争入札参加資格承継承認後、その承継人から新たな経営事項審査総合評定値通知書が提出されるまでは指名を留保すること。

- ① 個人が死亡した場合におけるその相続人
- ② 個人が法人を設立した場合におけるその法人
- ③ 個人又は法人が廃業した場合におけるその営業を譲り受けた者
- ④ 法人が合併した場合における合併後存続する法人若しくは合併によって設立した法人
- ⑤ 個人又は法人が企業組合又は協業組合を設立した場合におけるその企業組合又は協業組合

3. 市発注工事の工事成績（資格認定日以降）

- (1) 防府市工事検査規則第6条2項に定める工事成績書の工事成績（以下「工事成績」という。）の平均が、過去2年連続して5.5点未満である場合は指名しないこと。
- (2) 工事成績が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
- (3) 工事成績の平均点が過去2年連続して7.5点以上であること、表彰状又は感謝状を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

4. 当該工事に対する地理的条件（注－3）

本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるか総合的に勘案すること。

5. 手持ち工事の状況（注－4）

手持ち工事の状況から見て当該工事を施工する能力があるかどうか総合的に勘案すること。

6. 当該工事施工についての技術的適性（注－5）

以下の事項に該当するか総合的に勘案すること。

- (1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。
- (2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術水準の工事の施工実績があること。
- (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。
- (4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。

7. 安全管理の状況（資格認定日以降）（注－6）

- (1) 指名停止要綱に基づく指名停止期間中であるときは、指名しないこと。
- (2) 市発注の工事について安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。
- (3) 安全管理の状況が優良であるかどうか総合的に勘案すること。
- (4) 市発注の工事について、過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

8. 労働福祉の状況（資格認定日以降）（注－6）

- (1) 賃金不払に関する情報があり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められたときは、指名しないこと。
- (2) 市発注の工事について建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結しているかどうか、又は証紙購入若しくは貼付が十分かどうかを総合的に勘案すること。
- (3) 建設労働者の雇用、労働条件の改善に取り組み表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

※ 資格認定日以降における状況等に係る事項については、必要があると認めるときは資格認定日前の状況も勘案し、当該状況等を判断することができるものとする。

9. 防府市税の納税状況（資格認定日以降）（注－7）

資格認定日に防府市税の納税を滞納している者は、完納されるまで指名を留保すること。

[指名業者選定の留意事項の運用基準の注解]

(注－１)

競争入札審査会開催時（以下「審査会」という。）において、下記の状態が継続している場合は指名しない。

- (1) 市発注工事において、契約条項の違反があり、その後も改善する状態が見受けられず、請負業者として不適当であると認められる場合。
- (2) 市発注工事において、過去に監督職員等の指示に従わないことが何度もあり、請負業者として不適当であると認められる場合。
- (3) 信頼を損なう不適当な発言等を記録しておき、指名から外す場合には慎重に対処のこと。

(注－２)

１．取引停止処分制度

まず、１回目の不渡りが発生し、不渡届けが手形交換所に提出されたときは不渡り報告に、その交換日から６ヶ月以内に２回目の不渡りが発生し、不渡届提出されたときは、取引停止報告に掲載（不渡処分）され取引停止となる。（東京手形交換所規則第６５条）

２．経営状況の悪化等の情報を入手した場合は、契約課に報告のこと。

(注－３)

地理的条件からみて発注工事を確実かつ円滑に実施する体制が確保できるかどうか総合的に勘案のこと。

(注－４)

審査会時に配布の資料で総合的に勘案のこと。

(注－５)

- １．工事主管課長等の意見を参考に総合的に判断のこと。
- ２．主任技術者及び監理技術者の専任規定のチェックについては、契約課において随時行う。

(注－６)

関係機関より情報が契約課に入り次第、業者選定事務担当者及び工事主管課長等に通知する。

(注－ 7)

法人の場合は、法人及び法人の代表者

附 則

- 1 この運用基準は平成 29 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この運用基準による改正後の規定は、平成 29・30 年度の建設工事等に係る競争入札参加資格から適用し、平成 27・28 年度以前の建設工事等に係る競争入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

この運用基準は令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

指名業者選定の留意事項の運用基準

平成13年6月1日制定・令和7年4月1日最終改正

1. 不誠実な行為の有無（資格認定日以降）（注－1）

以下の事項に該当する場合は、指名しない。

- (1) 工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成6年7月1日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中であること。
- (2) 市発注の工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。
 - ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。
 - イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
- (3) 警察当局から市長に対して、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり当該状況が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。

2. 経営状況（資格認定日以降）（注－2）

- (1) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生開始手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けてない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全である場合は指名しないこと。なお、単に赤字決算であることをもって、直ちに指名から除外しないこと。
- (2) 入札参加資格審査基準日に係る経営事項審査総合評定値通知書の平均完成工事高のないものは、競争入札審査会が特に認める場合を除き指名しないこと。なお、審査基準日以降の決算に係る経営事項審査総合評定値通知書に平均完成工事高が計上された場合は、指名できるものとする。
- (3) 経営事項審査の有効期限（経営事項審査を受けた後、その経営事項審査の申請直前の営業年度の終了の日から1年7ヶ月の間）が過ぎている場合

は指名しないこと。

- (4) 次の①から⑤までに該当することとなった者が入札参加資格を承継しようとする場合は、競争入札参加資格承継承認申請に係る承認を受けていない場合又は競争入札参加資格承継承認後、その承継人から新たな経営事項審査総合評定値通知書が提出されるまでは指名を留保すること。

- ① 個人が死亡した場合におけるその相続人
- ② 個人が法人を設立した場合におけるその法人
- ③ 個人又は法人が廃業した場合におけるその営業を譲り受けた者
- ④ 法人が合併した場合における合併後存続する法人若しくは合併によって設立した法人
- ⑤ 個人又は法人が企業組合又は協業組合を設立した場合におけるその企業組合又は協業組合

3. 市発注工事の工事成績（資格認定日以降）

- (1) 防府市工事検査規則第6条2項に定める工事成績書の工事成績（以下「工事成績」という。）の平均が、過去2年連続して5.5点未満である場合は指名しないこと。
- (2) 工事成績が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
- (3) 工事成績の平均点が過去2年連続して7.5点以上であること、表彰状又は感謝状を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

4. 当該工事に対する地理的条件（注－3）

本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるか総合的に勘案すること。

5. 手持ち工事の状況（注－4）

手持ち工事の状況から見て当該工事を施工する能力があるかどうか総合的に勘案すること。

6. 当該工事施工についての技術的適性（注－5）

以下の事項に該当するか総合的に勘案すること。

- (1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。
- (2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術水準の工事の施工実績があること。
- (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。
- (4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。

7. 安全管理の状況（資格認定日以降）（注－6）

- (1) 指名停止要綱に基づく指名停止期間中であるときは、指名しないこと。
- (2) 市発注の工事について安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。
- (3) 安全管理の状況が優良であるかどうか総合的に勘案すること。
- (4) 市発注の工事について、過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

8. 労働福祉の状況（資格認定日以降）（注－6）

- (1) 賃金不払に関する情報があり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められたときは、指名しないこと。
- (2) 市発注の工事について建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結しているかどうか、又は証紙購入若しくは貼付が十分かどうかを総合的に勘案すること。
- (3) 建設労働者の雇用、労働条件の改善に取り組み表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

※ 資格認定日以降における状況等に係る事項については、必要があると認めるときは資格認定日前の状況も勘案し、当該状況等を判断することができるものとする。

9. 防府市税の納税状況（資格認定日以降）（注－7）

資格認定日に防府市税の納税を滞納している者は、完納されるまで指名を留保すること。

[指名業者選定の留意事項の運用基準の注解]

(注－１)

競争入札審査会開催時（以下「審査会」という。）において、下記の状態が継続している場合は指名しない。

- (1) 市発注工事において、契約条項の違反があり、その後も改善する状態が見受けられず、請負業者として不適当であると認められる場合。
- (2) 市発注工事において、過去に監督職員等の指示に従わないことが何度もあり、請負業者として不適当であると認められる場合。
- (3) 信頼を損なう不適当な発言等を記録しておき、指名から外す場合には慎重に対処のこと。

(注－２)

１．取引停止処分制度

まず、１回目の不渡りが発生し、不渡届けが手形交換所に提出されたときは不渡り報告に、その交換日から６ヶ月以内に２回目の不渡りが発生し、不渡届提出されたときは、取引停止報告に掲載（不渡処分）され取引停止となる。（東京手形交換所規則第６５条）

２．経営状況の悪化等の情報を入手した場合は、契約課に報告のこと。

(注－３)

地理的条件からみて発注工事を確実かつ円滑に実施する体制が確保できるかどうか総合的に勘案のこと。

(注－４)

審査会時に配布の資料で総合的に勘案のこと。

(注－５)

- １．工事主管課長等の意見を参考に総合的に判断のこと。
- ２．主任技術者及び監理技術者の専任規定のチェックについては、契約課において随時行う。

(注－６)

関係機関より情報が契約課に入り次第、業者選定事務担当者及び工事主管課長等に通知する。

(注－ 7)

法人の場合は、法人及び法人の代表者

附 則

- 1 この運用基準は平成 29 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この運用基準による改正後の規定は、平成 29・30 年度の建設工事等に係る競争入札参加資格から適用し、平成 27・28 年度以前の建設工事等に係る競争入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

この運用基準は令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

指名業者選定の留意事項の運用基準

平成13年6月1日制定・令和7年4月1日最終改正

1. 不誠実な行為の有無（資格認定日以降）（注－1）

以下の事項に該当する場合は、指名しない。

- (1) 工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成6年7月1日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中であること。
- (2) 市発注の工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。
 - ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。
 - イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
- (3) 警察当局から市長に対して、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり当該状況が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。

2. 経営状況（資格認定日以降）（注－2）

- (1) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生開始手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けてない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全である場合は指名しないこと。なお、単に赤字決算であることをもって、直ちに指名から除外しないこと。
- (2) 入札参加資格審査基準日に係る経営事項審査総合評定値通知書の平均完成工事高のないものは、競争入札審査会が特に認める場合を除き指名しないこと。なお、審査基準日以降の決算に係る経営事項審査総合評定値通知書に平均完成工事高が計上された場合は、指名できるものとする。
- (3) 経営事項審査の有効期限（経営事項審査を受けた後、その経営事項審査の申請直前の営業年度の終了の日から1年7ヶ月の間）が過ぎている場合

は指名しないこと。

- (4) 次の①から⑤までに該当することとなった者が入札参加資格を承継しようとする場合は、競争入札参加資格承継承認申請に係る承認を受けていない場合又は競争入札参加資格承継承認後、その承継人から新たな経営事項審査総合評定値通知書が提出されるまでは指名を留保すること。

- ① 個人が死亡した場合におけるその相続人
- ② 個人が法人を設立した場合におけるその法人
- ③ 個人又は法人が廃業した場合におけるその営業を譲り受けた者
- ④ 法人が合併した場合における合併後存続する法人若しくは合併によって設立した法人
- ⑤ 個人又は法人が企業組合又は協業組合を設立した場合におけるその企業組合又は協業組合

3. 市発注工事の工事成績（資格認定日以降）

- (1) 防府市工事検査規則第6条2項に定める工事成績書の工事成績（以下「工事成績」という。）の平均が、過去2年連続して5.5点未満である場合は指名しないこと。
- (2) 工事成績が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
- (3) 工事成績の平均点が過去2年連続して7.5点以上であること、表彰状又は感謝状を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

4. 当該工事に対する地理的条件（注－3）

本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるか総合的に勘案すること。

5. 手持ち工事の状況（注－4）

手持ち工事の状況から見て当該工事を施工する能力があるかどうか総合的に勘案すること。

6. 当該工事施工についての技術的適性（注－5）

以下の事項に該当するか総合的に勘案すること。

- (1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。
- (2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術水準の工事の施工実績があること。
- (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。
- (4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。

7. 安全管理の状況（資格認定日以降）（注－6）

- (1) 指名停止要綱に基づく指名停止期間中であるときは、指名しないこと。
- (2) 市発注の工事について安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。
- (3) 安全管理の状況が優良であるかどうか総合的に勘案すること。
- (4) 市発注の工事について、過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

8. 労働福祉の状況（資格認定日以降）（注－6）

- (1) 賃金不払に関する情報があり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められたときは、指名しないこと。
- (2) 市発注の工事について建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結しているかどうか、又は証紙購入若しくは貼付が十分かどうかを総合的に勘案すること。
- (3) 建設労働者の雇用、労働条件の改善に取り組み表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

※ 資格認定日以降における状況等に係る事項については、必要があると認めるときは資格認定日前の状況も勘案し、当該状況等を判断することができるものとする。

9. 防府市税の納税状況（資格認定日以降）（注－7）

資格認定日に防府市税の納税を滞納している者は、完納されるまで指名を留保すること。

[指名業者選定の留意事項の運用基準の注解]

(注－１)

競争入札審査会開催時（以下「審査会」という。）において、下記の状態が継続している場合は指名しない。

- (1) 市発注工事において、契約条項の違反があり、その後も改善する状態が見受けられず、請負業者として不適当であると認められる場合。
- (2) 市発注工事において、過去に監督職員等の指示に従わないことが何度もあり、請負業者として不適当であると認められる場合。
- (3) 信頼を損なう不適当な発言等を記録しておき、指名から外す場合には慎重に対処のこと。

(注－２)

１．取引停止処分制度

まず、１回目の不渡りが発生し、不渡届けが手形交換所に提出されたときは不渡り報告に、その交換日から６ヶ月以内に２回目の不渡りが発生し、不渡届提出されたときは、取引停止報告に掲載（不渡処分）され取引停止となる。（東京手形交換所規則第６５条）

２．経営状況の悪化等の情報を入手した場合は、契約課に報告のこと。

(注－３)

地理的条件からみて発注工事を確実に円滑に実施する体制が確保できるかどうか総合的に勘案のこと。

(注－４)

審査会時に配布の資料で総合的に勘案のこと。

(注－５)

- １．工事主管課長等の意見を参考に総合的に判断のこと。
- ２．主任技術者及び監理技術者の専任規定のチェックについては、契約課において随時行う。

(注－６)

関係機関より情報が契約課に入り次第、業者選定事務担当者及び工事主管課長等に通知する。

(注－ 7)

法人の場合は、法人及び法人の代表者

附 則

- 1 この運用基準は平成 29 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この運用基準による改正後の規定は、平成 29・30 年度の建設工事等に係る競争入札参加資格から適用し、平成 27・28 年度以前の建設工事等に係る競争入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

この運用基準は令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

指名業者選定の留意事項の運用基準

平成13年6月1日制定・令和7年4月1日最終改正

1. 不誠実な行為の有無（資格認定日以降）（注－1）

以下の事項に該当する場合は、指名しない。

- (1) 工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成6年7月1日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中であること。
- (2) 市発注の工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。
 - ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。
 - イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
- (3) 警察当局から市長に対して、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり当該状況が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。

2. 経営状況（資格認定日以降）（注－2）

- (1) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生開始手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けてない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全である場合は指名しないこと。なお、単に赤字決算であることをもって、直ちに指名から除外しないこと。
- (2) 入札参加資格審査基準日に係る経営事項審査総合評定値通知書の平均完成工事高のないものは、競争入札審査会が特に認める場合を除き指名しないこと。なお、審査基準日以降の決算に係る経営事項審査総合評定値通知書に平均完成工事高が計上された場合は、指名できるものとする。
- (3) 経営事項審査の有効期限（経営事項審査を受けた後、その経営事項審査の申請直前の営業年度の終了の日から1年7ヶ月の間）が過ぎている場合

は指名しないこと。

- (4) 次の①から⑤までに該当することとなった者が入札参加資格を承継しようとする場合は、競争入札参加資格承継承認申請に係る承認を受けていない場合又は競争入札参加資格承継承認後、その承継人から新たな経営事項審査総合評定値通知書が提出されるまでは指名を留保すること。

- ① 個人が死亡した場合におけるその相続人
- ② 個人が法人を設立した場合におけるその法人
- ③ 個人又は法人が廃業した場合におけるその営業を譲り受けた者
- ④ 法人が合併した場合における合併後存続する法人若しくは合併によって設立した法人
- ⑤ 個人又は法人が企業組合又は協業組合を設立した場合におけるその企業組合又は協業組合

3. 市発注工事の工事成績（資格認定日以降）

- (1) 防府市工事検査規則第6条2項に定める工事成績書の工事成績（以下「工事成績」という。）の平均が、過去2年連続して5.5点未満である場合は指名しないこと。
- (2) 工事成績が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
- (3) 工事成績の平均点が過去2年連続して7.5点以上であること、表彰状又は感謝状を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

4. 当該工事に対する地理的条件（注－3）

本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるか総合的に勘案すること。

5. 手持ち工事の状況（注－4）

手持ち工事の状況から見て当該工事を施工する能力があるかどうか総合的に勘案すること。

6. 当該工事施工についての技術的適性（注－5）

以下の事項に該当するか総合的に勘案すること。

- (1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。
- (2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術水準の工事の施工実績があること。
- (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。
- (4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。

7. 安全管理の状況（資格認定日以降）（注－6）

- (1) 指名停止要綱に基づく指名停止期間中であるときは、指名しないこと。
- (2) 市発注の工事について安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。
- (3) 安全管理の状況が優良であるかどうか総合的に勘案すること。
- (4) 市発注の工事について、過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

8. 労働福祉の状況（資格認定日以降）（注－6）

- (1) 賃金不払に関する情報があり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められたときは、指名しないこと。
- (2) 市発注の工事について建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結しているかどうか、又は証紙購入若しくは貼付が十分かどうかを総合的に勘案すること。
- (3) 建設労働者の雇用、労働条件の改善に取り組み表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

※ 資格認定日以降における状況等に係る事項については、必要があると認めるときは資格認定日前の状況も勘案し、当該状況等を判断することができるものとする。

9. 防府市税の納税状況（資格認定日以降）（注－7）

資格認定日に防府市税の納税を滞納している者は、完納されるまで指名を留保すること。

[指名業者選定の留意事項の運用基準の注解]

(注－１)

競争入札審査会開催時（以下「審査会」という。）において、下記の状態が継続している場合は指名しない。

- (1) 市発注工事において、契約条項の違反があり、その後も改善する状態が見受けられず、請負業者として不適当であると認められる場合。
- (2) 市発注工事において、過去に監督職員等の指示に従わないことが何度もあり、請負業者として不適当であると認められる場合。
- (3) 信頼を損なう不適当な発言等を記録しておき、指名から外す場合には慎重に対処のこと。

(注－２)

１．取引停止処分制度

まず、１回目の不渡りが発生し、不渡届けが手形交換所に提出されたときは不渡り報告に、その交換日から６ヶ月以内に２回目の不渡りが発生し、不渡届提出されたときは、取引停止報告に掲載（不渡処分）され取引停止となる。（東京手形交換所規則第６５条）

２．経営状況の悪化等の情報を入手した場合は、契約課に報告のこと。

(注－３)

地理的条件からみて発注工事を確実に円滑に実施する体制が確保できるかどうか総合的に勘案のこと。

(注－４)

審査会時に配布の資料で総合的に勘案のこと。

(注－５)

- １．工事主管課長等の意見を参考に総合的に判断のこと。
- ２．主任技術者及び監理技術者の専任規定のチェックについては、契約課において随時行う。

(注－６)

関係機関より情報が契約課に入り次第、業者選定事務担当者及び工事主管課長等に通知する。

(注－ 7)

法人の場合は、法人及び法人の代表者

附 則

- 1 この運用基準は平成 29 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この運用基準による改正後の規定は、平成 29・30 年度の建設工事等に係る競争入札参加資格から適用し、平成 27・28 年度以前の建設工事等に係る競争入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

この運用基準は令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。